

家畜衛生情報

徳島県で採取された野鳥の糞便から 低病原性鳥インフルエンザウイルスを検出！



環境省が実施する野鳥等のサーベイランス（調査）において、平成 27 年 10 月 28 日に徳島県鳴門市で採取された野鳥の糞便 1 検体から、H5N3 亜型の低病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されました。

今秋以降、本病ウイルスが日本において、初めて検出された事例であり、今後もウイルスが日本に持ち込まれる可能性は高い状況となっています。

引き続き、飼養衛生管理基準の遵守や異常家さんの早期発見・通報をお願いします。

下記の症状を発見した場合には、
直ちに最寄りの家畜保健衛生所に通報してください！



- 同一の家きん舎内における 1 日の死亡率が過去 3 週間の平均の死亡率の 2 倍以上となった場合
 (設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は除く)
- 鳥インフルエンザ用簡易検査キットで陽性になった場合や鳥インフルエンザ血清抗体検査で陽性になった場合
- 鶏冠、肉垂等のチアノーゼ（青紫色）、沈うつ、産卵率の低下等の症状を呈している家きんがいる場合
- 5羽以上の家きんが、まとまって死亡している場合又はまとまってうずくまっている場合

対策のポイント



- ★ 野鳥や小動物の鶏舎等への侵入防止のため、防鳥ネット等の破損や壁の隙間等の有無を点検・改善してください。
- ★ 農場出入り口では車両、靴、持込む物等の消毒、衣服の交換等を徹底してください。
- ★ むやみに外部からの人や車を農場内に入れないようお願いします。
 (やむを得ず入れる場合は、海外への渡航歴や他農場を訪問していないかどうか確認し、人・車両の記録をお願いします。)
- ★ 従業員の方も含めて、韓国、台湾など発生国への不要不急の渡航は自粛をお願いします。

野鳥等から低病原性鳥インフルエンザウイルスが確認された場合の対応

「高病原性鳥インフルエンザ 及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成 27 年 9 月 9 日付け農林水産大臣公表）に基づき、都道府県は、確認地点を中心とした半径 1 km 以内の区域にある全ての農場に対する注意喚起及び家きんに対する健康観察の徹底を指導します。

家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号
佐久	0267-62-4123	飯田	0265-53-0439
上田支所	0268-23-1630	松本	0263-47-3223
伊那	0265-72-2782	長野	026-226-0923
県庁園芸畜産課	026-235-7232		

異状の通報は
こちらへ